

第二章 事業実績

第1節 保健対策

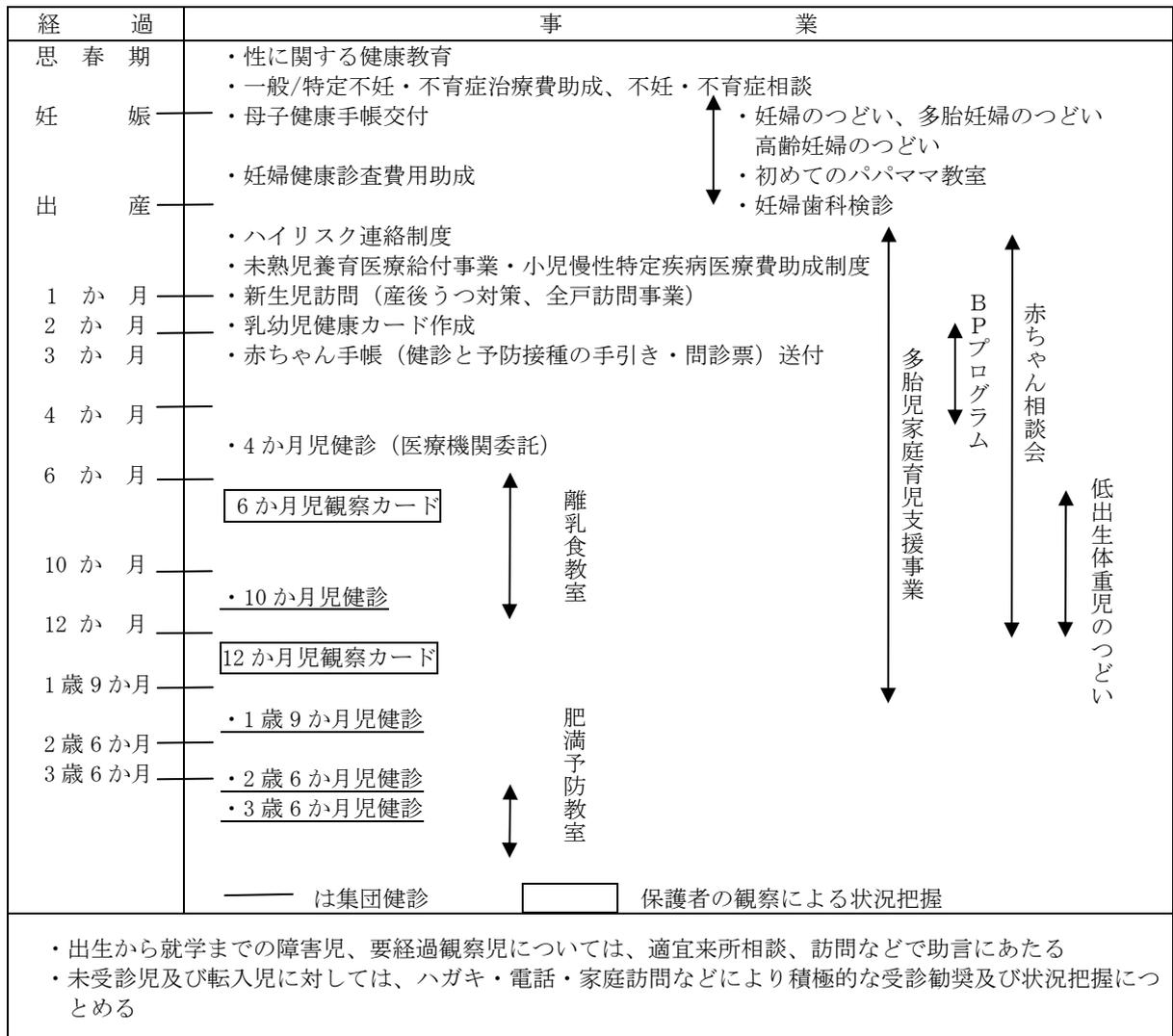
1 母子保健

(1) 母子保健事業の概要

乳幼児健診は「**大津方式（1974年方式）**」として、「**受診もれをなくす・発見もれをなくす・対応もれをなくす**」の3つを柱に体系づけられた。健診の役割には、**早期発見、早期対応と育児支援の窓口**としての機能があるが、**社会情勢、生活環境の変化等に伴う育児支援ニーズの高まり**を受けて、健診の充実とともに健診後のフォローの充実を図ってきた。平成9年度からは、母子保健法の改正により、すべての対人サービスは市の事業となった。養育ハイリスクや虐待の増加等の社会情勢を踏まえ、育児支援の強化の重要性から、特に育児の出発である**思春期から妊娠期への対応が最重要**と考え、平成10年度から「**妊婦のつどい**」を開始し、平成11年度からは**少子化対策臨時特例交付金事業**として「**初めてのパパママ教室**」と、中学生を対象に**思春期の子どもたちへの性に関する健康教育**を開始した。平成17年度には**発達障害者支援法**が制定され、**発達障害の早期発見と支援の充実**をめざし平成26年年度に**子ども発達相談グループ**を設置し、平成27年2月に**子ども発達相談センター**を開所した。

平成21年度からは、保健所政令市として、**未熟児養育医療給付事業、小児慢性特定疾患治療研究事業、特定不妊治療助成事業**が移管され、これらの事業にも取り組んでいる。

(2) 母子保健のシステム及び事業の概要



(3) 母子健康手帳交付及び妊婦保健指導事業

昭和 57 年度から戸籍住民課と健康推進課において母子健康手帳を交付するとともに、保健師による妊婦健康相談を実施してきた。

昭和 61 年度からは、戸籍住民課での母子健康手帳の交付事務が健康推進課に移管され、総合保健センターと各支所での交付となった。

平成 4 年度以降は、健康推進課の出先機関として、すこやか相談所を市内 7 か所に順次開設し、各相談所においても、保健師による母子健康手帳交付と妊婦健康相談を実施するようになった。産婦人科医療機関との連携により、すこやか相談所への来所者が増加し、平成 26 年度は妊婦の 91.3%（前年度 90.2% 前々年度 89.0%）の来庁を受け、体調や生活に関する面談を通じて心身の健康チェックと助言を行なった。

また、平成 22 年度以降は妊娠届出書の裏面に妊婦相談票をつけ、支所発行の妊婦の状況も把握できるようになった。

① 妊娠届出状況

(単位：人 (%))

満 11 週 以内	満 12 週 ～19 週	満 20～27 週	満 28 週 以上	不 詳	合 計
2,903 (93.9)	165 (5.3)	17 (0.5)	7 (0.2)	1 (0.1)	3,093 (100.0)

② 職業の有無

(単位：人 (%))

有 職	1,755 (56.8)
無 職	1,328 (42.9)
不 明	10 (0.3)
合 計	3,093 (100.0)

③ 分娩予定地

(単位：人 (%))

市 内	1,834 (59.3)
県 内	440 (14.2)
県 外	471 (15.2)
未 定	316 (10.2)
不 明	32 (1.1)
合 計	3,093 (100.0)

④ 初・経産別年齢区分

(単位：人 (%))

区分	初産	経産	不明	合計
～19	23 (0.7)	7 (0.2)	- (-)	30 (1.0)
20 代	20～24	151 (4.9)	53 (1.7)	204 (6.6)
	25～29	493 (16.0)	296 (9.6)	789 (25.5)
30 代	30～34	488 (15.8)	681 (22.0)	1,169 (37.8)
	35～39	257 (8.3)	485 (15.7)	742 (24.0)
40～	65 (2.1)	94 (3.0)	- (-)	159 (5.1)
合 計	1,477 (47.8)	1,616 (52.2)	- (-)	3,093 (100.0)

⑤ 指導を要する理由及び方法

(単位：件)

理由	件数
総数	1,005(747)
1 妊娠、分娩に関する疾病(異常)	
(1)貧血	0
(2)妊娠高血圧症候群	2
(3)肥満	24
(4)多胎児妊娠	39
(5)その他(注1)	80
2 妊娠及び分娩歴	
(1)若年初産	42
(2)高年初産	148
(3)不妊治療	160
(3)その他(注2)	39
3 家庭環境(注3)	333
4 その他(注4)	138

()内は実人数

(単位：件)

方法	件数
延総数	966
健康相談	0
電話	55
妊婦訪問	18
新生児訪問	684
妊婦のつどい	78
その他	61
妊婦健康相談のみ	70

注1 心臓疾患、腎炎、子宮筋腫、進行性股関節症等の疾病によるもの。

注2 前回の妊娠で妊娠高血圧症候群を併発、流産、早産、急激な体重増加等、不妊治療歴あり等があげられる。

注3 経済的な問題や母子家庭、未婚での出産、近く離婚する予定であるなど、複雑なケース、家族を介護しながら出産や育児支援がないなどのケース、外国人で日本語の理解が不十分であるケースなどがあげられる。

注4 妊娠に対する不安がある、母親に精神疾患がある、出産後に母子手帳を取りに来たケース、その他があげられる。

⑥ 母子健康手帳交付場所別交付数

(単位：人)

区分	交付数									要フォロー者
	和邇 すこや か	堅田 すこや か	比叡 すこや か	中 すこや か	膳所 すこや か	南 すこや か	瀬田 すこや か	保健 セン ター	支所	
総数	142	400	270	647	341	220	806	4	263	802 (25.9)
	2,830									

⑦ 年度別妊婦相談数及び要フォロー数

(単位：人(%))

区分	相談数	要フォロー者
平成22年度	2,785	530 (19.0)
平成23年度	2,673	605 (22.6)
平成24年度	2,852	707 (24.7)
平成25年度	2,809	695 (24.7)
平成26年度	2,826	732 (25.9)

※すこやか相談所で母子健康手帳を交付した方には全員妊婦相談を実施している。

(4) 妊婦健康診査

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦も見られることから、母体や胎児の健康を確保する上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっている。このことより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、平成22年度より妊婦健康診査受診券を回数券方式から基本受診券、検査受診券方式に変更した。平成25年度は、基本受診券14枚(4,000円券8枚、3,000円券3枚、1,860円券3枚)、検査受診券10枚(48,360円分)を交付している。妊婦健診のあり方については、妊婦の利便性を考え、県内のどこでも受診できるよう、滋賀県医師会、滋賀県助産師会や滋賀県及び県内19市町と協議を重ね、基本的な妊婦健診の1回の受診料金を定めている。

- ① 実施方法 滋賀県医師会、滋賀県助産師会に委託
- ② 実施内容 妊婦健康診査（妊婦1人につき基本受診券14枚、検査券10枚）
- ＜検査項目＞ 基本受診券：問診および診察、血圧・体重測定、尿検査
 検査券：超音波検査、血液検査、子宮頸がん検査、B群溶血性球菌検査、クラミジア検査

妊婦一般健康診査

(単位：人)

受診券 (別冊)交付数	受診延人員	指導区分結果別延人員		
		異常なし	要指導	要精査
3,202	35,874	35,304	555	15

(5) 新生児訪問

新生児、乳児の発育・生活・環境・疾病予防など、育児上必要な事項について家庭訪問をし、適切な指導を実施し、異常の早期発見、治療等についての助言をするとともに、母親の心身の健康状態の観察を行い、家庭内で育児が円滑に行えるよう指導することを目的とする。対象者については、母子手帳添付の新生児訪問依頼書（はがき）等により把握し、実施する。また、平成22年1月より「大津っ子みんなで育て愛全戸訪問事業」が開始されたことに伴い、子育て総合支援センターで実施している乳児家庭全戸訪問事業と連携を図っている。

区分	第〇子			出生場所				訪問者		合計
	1	2	3子以降	病院	診療所	助産院	他	保健師	助産師等	
大津市	937	787	282	815	1180	8	4	700	1,307	2,007
里帰り (大津市外)	131	38	2	72	98	1	-	55	116	171
合計	1,068	825	284	887	1,278	9	4	755	1,423	2,178

区分	訪問結果		援助内容								
	発育 順調	要援助	赤相	4ヶ月	再訪問	電話	要連絡	受診 勧奨	管理中	その他	再掲
大津市	1,153	854	51	448	147	247	4	22	111	154	330
里帰り (大津市外)	78	93	-	1	20	13	69	1	6	7	13
合計	1,231	947	51	449	167	260	73	23	117	161	343

ハガキの返却枚数 2183 枚

(6) 赤ちゃん手帳

誕生から幼児期までの間の一貫した健康診査を実施するため、健診の問診票、発達の大切な時期に家庭での様子を観察し郵送するための育児記録観察カード、各月齢の育児に対するアドバイス、離乳食の進め方などを一冊にした赤ちゃん手帳を、生後2か月の時期に送付している。

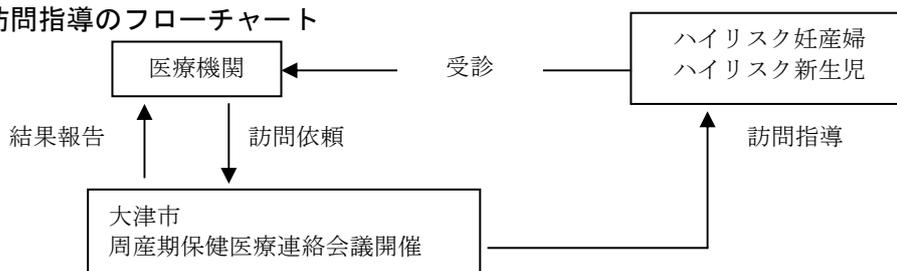
(7) ハイリスク妊産婦・新生児援助事業

ハイリスク妊娠（母児のいずれかまたは両者に重大な予後が予測される妊娠）や未熟児等のハイリスク児を早期に把握し、保健と医療の連携による効果的な保健管理体制の下で適切な母子保健サービスを提供することを目的として実施している。

この事業は滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正により、「母子保健法第18条の規定による低体重児の届け出の受理」「母子保健法第19条第1項の規定による未熟児の訪問指導」「母子保健法第19条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による訪問指導」について権限が移譲され、平成19年4月から開始した。

また、平成 21 年 4 月からは、周産期保健医療連絡会議については滋賀県からの委託事務として本市で開催し、関係者がハイリスク妊産婦・新生児の状況を共有し、より良い支援のための連携のあり方等について検討する機会となっている。

① 訪問指導のフローチャート



② 連絡実績

(単位：件)

区 分		妊婦	産婦	新生児	母児とも	計
市内	大津赤十字病院	9	20	50	89	168
	大津市民病院	43	43	8	43	137
	滋賀医科大学医学部附属病院	-	10	8	28	46
	青木レディースクリニック	-	4	2	2	8
	竹林ウィメンズクリニック	1	2	-	4	7
	桂川レディースクリニック	2	4	1	2	9
	木下産婦人科	1	-	-	-	1
	浮田クリニック	1	4	3	3	11
	計	57	87	72	171	387
市外	草津総合病院	-	2	-	1	3
	南草津野村病院	2	2	-	-	4
	野村産婦人科	-	1	-	-	1
	近江八幡市立総合医療センター	-	-	1	2	3
	済生会滋賀県病院	-	-	-	1	1
	ちばレディースクリニック	-	-	-	1	1
	長浜赤十字病院	-	-	-	1	1
	市立長浜病院	-	2	-	-	2
	清水産婦人科	1	-	1	-	2
	東近江総合医療センター	-	1	-	-	1
	高島市民病院	-	1	-	-	1
	計	3	9	2	6	20
県外	京都第一赤十字病院	-	-	1	4	5
	京都府立医科大学附属病院	-	-	2	1	3
	京都大学医学部附属病院	-	1	3	4	8
	京都医療センター	-	-	-	1	1
	洛和会音羽病院	-	-	1	-	1
	奈良県立総合医療センター	-	-	1	-	1
	豊島病院	-	-	-	1	1
	第二足立病院	-	-	-	1	1
	天使病院	-	-	-	1	1
	鹿児島市立病院	-	-	1	-	1
	片岡レディースクリニック	-	1	-	-	1
	日本バプテスト病院	-	-	2	2	4
	国立循環器病研究センター	-	-	1	2	3
	佐賀病院	-	-	-	4	4
	四国こどもとおとなの医療センター	-	-	-	1	1
	三重中央医療センター	-	-	-	1	1
	山口大学医学部附属病院	-	-	2	-	2
	横浜労災病院	-	-	1	-	1
	佐久医療センター	-	1	-	-	1
金沢医科大学病院	-	-	-	1	1	
計	-	3	15	24	42	
合計		60	99	89	201	449

③ 主な連絡理由（重複あり）

1) 妊婦 (単位：件)

妊娠高血圧症候群	2
体重増加・貧血・尿糖高血圧など	6
切迫流産・早産	11
多胎	8
身体疾患	8
精神疾患	6
若年妊婦	13
高年妊婦	5
知的障害	0
外国籍の妊婦	4
未婚（シングルマザー）	26
家庭環境問題	26
経済的問題	29
定期健診未受診	11
特定妊婦	14
その他	10
合計	179

2) 産婦 (単位：件)

妊娠高血圧症候群	19
身体疾患	80
若年初産婦	17
若年経産婦	2
高年初産婦	14
高年経産婦	16
精神疾患	42
知的障害	1
育児不安大	104
マタニティーブルー	6
外国籍の産婦	8
未婚（シングルマザー）	38
家庭環境問題	95
身体障害	4
経済的問題	39
その他	213
合計	698

3) 新生児 (単位：件)

低出生体重児	件数
2,000g以上～2,500g未満	111
1,500g以上～2,000g未満	36
1,000g以上～1,500g未満	12
1,000g未満	14
小計	173

多胎	57
新生児仮死	19
感染症	10
染色体異常	6
心疾患	39
先天奇形	24
身体的問題	237
合計	392

4) 主な支援状況 (単位：件)

初回支援方法	訪問	352
	面接・相談	4
	電話	15
	他市に転送	24
	対応中	7
	その他	8
	カンファレンス（再掲）	3
計	410	
継続支援方法	訪問	103
	健康相談	104
	健診	205
	他市に申し送り	37
	終了	3
	その他	44
	計	496

(8) 低出生体重児のつどい（プチキッズ）

低出生体重児の子育てに関する情報の提供や保護者同士の交流を図ることにより、育児不安の軽減と育児の孤立化を予防し、子どものすこやかな成長に資するとともに、地域で安心して生活できるように支援することを目的として実施している。この事業はハイリスク妊産婦・新生児支援事業の一環として、平成19年度から滋賀県大津保健所との共催で開始し、平成20年度からは本市が実施している。

① 対象

平成25年～26年度生まれで、出生時の体重がおおむね1,800グラム未満、または在胎週数が32週未満の0歳～1歳6か月の乳幼児とその保護者86組。

② 内容

小児科医師等による講話、保護者同士の交流と仲間づくり、相談、親子遊び等

③ 参加人数

第1回 親子ふれあい遊び・グループトーク・医師等のひとことアドバイス 10組 21人

第2回 親子ふれあい遊び・グループトーク・医師等のひとことアドバイス 8組 17人

(9) 未熟児養育医療給付事業

この事業は滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正により、滋賀県から権限が本市に移譲され、平成19年4月から開始した。平成21年度からは、大津市保健所開設に伴い母子保健法第20条第4項の規定による養育医療の給付及び母子保健法第21条第4項の規定による養育医療の給付に要する費用の全部または一部についてその扶養義務者からの費用の徴収を実施している。

① 目的

未熟児は正常な新生児に比べて生理的に未熟で、疾病にもかかりやすく、その死亡率は高率であるばかりでなく、心身の障害を起こすことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、医療を必要とする未熟児に対しては、国及び大津市は養育に必要な医療の給付を行う。

② 概要

厚生労働大臣の指定する病院もしくは診療所または薬局に委託して養育医療の給付を行うが、社会保険各法の負担分を控除した額を前年所得に応じて、国と市が公費負担する。

③ 対象

母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を認めたもの。

④ 給付状況

給付実人数 101人

(10) 乳幼児健診

① 乳幼児健診活動の沿革

本市における乳幼児健診は、母子保健法、児童福祉法の制定とともにその理念に基づいて実施してきた。全国に先駆けて、心身両面の健康保持、増進のために精神発達診断の方法を乳幼児健診に導入し、子どもの発達する姿を科学的にとらえて、健診時期や内容の検討、充実を図ってきている。昭和49年、乳幼児健診は「大津方式(1974年方式)」として体制を整え、個人ごとに出生から就学までを一貫して把握できる「乳幼児健康カード」を作成し、受診もれ、発見もれ、対応もれをなくすことを大きな柱として実施している。さらに、昭和50年には、脳性麻痺、中枢性協調障害などの運動障害の早期発見の指標として、ボイタ法の診断方法を取り入れ、早期対応へと結びつけるようになった。そして障害乳幼児対策は、「大津方式(1975年方式)」として医療・訓練・療育を結びつけ、障害乳幼児の生活と発達の保障を目指した取組が確立された。健診時期は、問題や疾病、障害などが発見されやすく、その後の対応が手遅れにならない時期を設定し、専門家によるチーム(医師・歯科医師・保健師・発達相談員・歯科衛生士・栄養士)によって具体的な援助、指導を行っている。さらに健診を実施者側からの一方的なものだけでなく、保護者とともに子どもを育てていくという考えから、乳幼児健康カードに加えて赤ちゃん手帳を作成し、保護者等の観察と育児の経過も把握できるようにしている。

近年は社会情勢、生活環境の変化、市外からの転入の増加などから育児支援のニーズが高まってきており、育児支援の視点から健診内容の充実を図っている。さらに発達障害者支援法施行(平成17年度)後は、発達支援を要する児について、早期発見と発達支援としての健診後のフォローの一層の充実を図っている。現在の大津市の課題(相談窓口が複数に跨っている、児の年齢により支援機関が変更する、専門医・専門医療機関が不足している)を解決するために、子ども発達支援の

拠点の必要性を念頭に、平成 24 年度から関係機関と様々な協議を重ねてきた。その結果、相談・支援・診断の一元化を目指し、平成 27 年 2 月に子ども発達相談センターを開設した。

このことに伴い、当課と共催で実施していた発達支援療育事業 3 広場を子育て支援センター主管に、当課主管で実施していた療育前早期対応親子教室をやまびこ総合支援センター主管に、平成 26 年度より移管した。

② 健診の実施時期・回数・場所・対象者

健診	対象者	時期	回数	場所	料金
4 か月児健診	満 4 か月～ 6 か月未満児	随時 登録医療機関の診療日		市内登録医療機関 (病院、医院)	無料
赤ちゃん相談会	0 歳児	受付時間 第 4 火曜日 PM1:15～2:00 第 1 水曜日 AM9:40～10:20 第 1 金曜日 AM9:40～10:20 第 2 水曜日 AM9:40～10:20 第 1 金曜日 PM1:30～2:00	1 回/月 1 回/月 1 回/月 1 回/月 1 回/月	総合保健センター 和邇すこやか相談所 南すこやか相談所 堅田市民センター 瀬田市民センター	無料
10 か月児健診	該当月 満 10 か月～ 1 歳 6 か月児	受付時間 第 1～3 火曜日 AM9:15～10:00 第 1 水曜日 AM9:00～9:40 第 1 金曜日 AM9:00～9:40 第 2 水曜日 AM9:00～9:40 第 3 水曜日 AM9:30～10:15 PM1:15～2:00	3 回/月 1 回/月 1 回/月 1 回/月 1 回/月	総合保健センター 和邇すこやか相談所 南すこやか相談所 堅田市民センター 瀬田公園体育館	無料
1 歳 9 か月児健診	該当月 満 1 歳 9 か月～ 2 歳 4 か月児	受付時間 第 1～3 木・第 4 火曜日 AM9:15～10:00 第 4 木曜日	4 回/月 1 回/月	総合保健センター 和邇すこやか相談所	400 円
2 歳 6 か月児健診	該当月 満 2 歳 6 か月～ 3 歳 0 か月児	受付時間 第 1～3 木曜日 PM1:15～2:30 第 1 水曜日	3 回/月 1 回/月	総合保健センター 和邇すこやか相談所	400 円
3 歳 6 か月児健診	該当月 満 3 歳 6 か月～ 4 歳 0 か月児	受付時間 第 1～3 火・第 4 水曜日 PM1:15～2:00 第 4 木曜日	4 回/月 1 回/月	総合保健センター 和邇すこやか相談所	400 円
小鳩乳幼児健診	小鳩乳児院在 院児	7 月・1 月頃	2 回/年	小鳩乳児院	無料

※1 4 か月児健診については、6 か月未満を対象とし、それ以降は赤ちゃん相談会での受診を勧めている

※2 10 か月児健診については、満月齢で受診してもらうよう周知している

※3 1 歳 9 か月児健診・2 歳 6 か月児健診・3 歳 6 か月児健診については、生活保護世帯・市民税非課税世帯に対し、料金を免除している。

③ 乳幼児健診後指導システム

疾病、傷病や障害の軽減を中心に、また育児や発達の相談を加え、福祉や教育と連携してすべての子どものすこやかな発達を保障することを目的に進めている。

④ 乳幼児健診結果

乳幼児健診の結果表の見方

「要援助」	児の問題によるものだけでなく、保育環境や育児者の主訴によるものも含まれる
「要観察」	経過をみる必要のあるもので、以下のような方法で観察の必要なもの 観察カードチェック、赤ちゃん相談会、電話、健康相談、訪問、再診、 次の健診でチェック、育ち合い広場事業、発達支援療育事業、地域療育、 保育園巡回発達相談、その他
「要精査」	精密検査が必要で他機関に紹介状を発行するもの
「要医療」	医療機関を受診するよう勧めたもの
「管理中」	既に医療機関や療育機関等でフォローされているもの

1) 4か月児健診

疾病の早期発見・早期対応を目的に委託個別健診方式にて実施している。平成7年度までは委託個別健診方式により3か月児健診と直営集団方式により4か月児健診を実施していたが、平成9年度からの母子保健法改正を見越して母子保健体制の再構築を検討した結果、平成8年度から3か月児健診を取りやめ、4か月児健診を登録医療機関に委託して実施している。

A. 受診状況及び結果

(単位：人(％))

対象者数	受診者数			受診結果		援助内訳（重複あり）			
	対象受診者	その他	市外受診	発育順調	要援助	紹介しました	当院で経過観察中	治療・管理中	赤ちゃん相談会へ
3,012 (100.0)	1,917	1,013	-	2,269 (77.4)	661 (22.6)	57	347	257	17
	2,930 (97.3)					678 (延人数)			

B. 要継続援助内容

(単位：人)

区 分		紹介しました	当院で経過観察中	治療・管理中	赤ちゃん相談会へ	合計 (延人数)	
身体的問題	発育問題	1	60	4	6	71	
	未熟児・SFD	-	28	23	-	51	
	小児科	神経系	2	3	2	1	8
		心臓	3	14	32	-	49
		運動発達	1	74	3	5	83
		その他	4	33	32	1	70
	整形外科	股関節	23	7	6	-	36
		四肢	2	-	2	-	4
		その他	2	-	-	-	2
	眼科	視機能	1	-	-	-	1
		その他	9	5	4	3	21
	耳鼻咽喉科	聴力	2	3	5	-	10
		その他	-	-	2	-	2
	泌尿器科	2	11	8	1	22	
	皮膚科	9	143	156	2	310	
その他	-	-	-	-	-		
先天異常	-	4	5	-	9		
精神発達	-	-	-	-	-		
保育環境問題	生活習慣	-	-	-	-	-	
	育児力の問題	-	-	-	-	-	
	健康問題	-	-	-	-	-	
	栄養・食事問題	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-		
合 計 (延人数)	61	385	284	19	749		

C. 身体発育状況

ア. カウプ指数

(単位：人(％))

区 分	受診者	13 未満	13 以上 15 未満	15 以上 18 未満	18 以上 20 未満	20 以上	測定不能
総数	2,930 (100.0)	11 (0.4)	176 (6.0)	1,888 (64.4)	724 (24.7)	130 (4.4)	1 (0.1)

イ. 低出生体重児

(単位：人(％))

区 分	受診者	1000g 未満	1000g 以上 1500g 未満	1500g 以上 2500g 未満	2500g 以上
総数	2,930 (100.0)	3 (0.1)	14 (0.5)	214 (7.3)	2,699 (92.1)

D. 4 か月児健診時点での栄養方法

(単位：人(％))

区 分	受診者	母乳	混合	人工	不明
総数	2,930 (100.0)	1,725 (58.9)	806 (27.5)	354 (12.1)	45 (1.5)

2) 10 か月児健診

集団としてはじめての健診である。 幼児期への移行期における心身の発達及び育児上の問題の早期発見、治療と育児支援、むし歯予防を目的に健診と相談を実施している。

A. 受診状況及び結果

ア. 初診

(単位：人(％))

対象者数	受診者数		受診結果		援助内訳(重複あり)			
	対象受診者	対象外受診者	発育順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
3,051 (100.0)	1,019	1,874	1,802 (62.3)	1,091 (37.7)	1,032	37	3	68
	2,893 (94.8)				1,140(延人数)			

イ. 再診

(単位：人)

受診者数	受診結果		援助内容(重複あり)		
	発育順調	要援助	要観察	要医療	管理中
2	-	2	2	-	1

B. 要継続援助内訳(初診)

(単位：人)

区 分		要観察	要精査	要医療	管理中	合計(延人数)	
身体的問題	発育問題	不良	51	3	-	6	60
		急増	4	-	-	-	4
		肥満	3	-	-	-	3
		低身長	15	2	-	-	17
	未熟児・SFD		-	1	-	1	2
	小児科	神経系	2	6	-	6	14
		心臓	1	8	-	20	29
		運動発達	181	3	1	7	192
		その他	9	4	1	8	22
	整形外科	股関節	-	2	-	3	5
		四肢	-	1	-	3	4
		その他	-	-	-	2	2
	眼科	視機能	1	-	-	-	1
		その他	-	3	-	3	6
	耳鼻咽喉科	聴力	1	-	-	4	5
		その他	-	-	-	-	-
泌尿器科		1	3	-	5	9	
皮膚科		1	1	1	-	3	
その他		4	1	-	3	8	
先天異常		-	-	-	1	1	
精神発達		923	-	-	-	923	
保育環境問題	生活習慣	3	-	-	-	3	
	育児力の問題	18	-	-	-	18	
	健康問題	3	-	-	-	3	
	栄養・食事問題	6	-	-	-	6	
	その他	12	-	-	-	12	
その他		1	-	-	-	1	
合計(延人数)		1,240	38	3	72	1,353	

C. 経過観察方法

(単位：人)

区分	受診者数	要経過観察者	要経過観察方法内訳 (延人数)										保育問題
			再診※1	訪問	健康相談	子育て教室	次の健診	地域療育	赤ちゃん相談会	観察カード	ひよっこ	その他※2	
総数	2,893	1,032	4	8	42	1	261	-	519	335	-	50	38

※1 再診については、健診での再診及び個別相談も含む

※2 その他の内訳：学区フォロー、電話等

D. 身体発育状況 (カウプ指数)

(単位：人 (%))

区分	受診者	13未満	13以上 15未満	15以上 18未満	18以上 20未満	20以上	測定不能
総数	2,893 (100.0)	3 (0.1)	120 (4.1)	2,079 (71.9)	620 (21.4)	68 (2.4)	3 (0.1)

E. アレルギーについての心配、治療の有無について

(単位：人)

アレルギーについて心配がある			アレルギーについて心配はない			不明
治療中	治療していない	未記入	治療中	治療していない	未記入	
240	456	112	29	1009	941	106

3) 赤ちゃん相談会

平成8年度から乳児健診で経過観察が必要な児に対する相談及び1歳までの赤ちゃんをもつ保護者に対し発達、育児、栄養などの相談、支援の場として設置している。

A. 受診状況及び結果

ア. 初診

・月齢別受診者内訳

(単位：人 (%))

受診者数	0~4か月未満	4~10か月未満	10か月~1歳未満	1歳以上
473(100.0)	75(15.8)	216(45.7)	44(9.3)	138(29.2)

・受診動機と結果

(単位：人 (%))

受診者数	受診動機						受診結果		受診内容 (重複あり)			
	医師勧奨	希望者	未健転入	10か月の再診	勧奨者	その他	順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
473 (100.0)	13 (2.7)	287 (60.7)	9 (1.9)	87 (18.4)	77 (16.3)	- (-)	300 (63.4)	173 (36.6)	160	9	3	9
									181 (延人数)			

イ. 再診

(単位：人 (%))

受診者数	受診結果		受診内容 (重複あり)			
	順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
354 (100.0)	239 (67.5)	115 (32.5)	109	7	1	6
			123 (延人数)			

B. 要継続援助内訳（初診）

（単位：人）

区分		要観察	要精査	要医療	管理中	合計（延人数）	
身体的問題	発育問題	不良	7	1	-	-	8
		急増	-	-	-	-	-
		肥満	-	-	-	-	-
		低身長	3	-	-	-	3
	未熟児・SFD		-	-	-	-	-
	小児科	神経系	-	-	1	1	2
		心臓	-	-	-	2	2
		運動発達	43	-	-	2	45
		その他	-	1	-	3	4
	整形外科	股関節	-	3	-	-	3
		四肢	-	2	-	-	2
		その他	-	-	-	1	1
	眼科	視機能	-	-	-	-	-
		その他	1	2	-	-	3
	耳鼻咽喉科	聴力	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-
	泌尿器科		-	-	1	-	1
	皮膚科		1	-	1	-	2
	歯科		-	-	-	-	-
	その他		-	-	-	-	-
先天異常		-	-	-	-	-	
精神発達		124	-	-	-	124	
保育環境問題	生活習慣	1	-	-	-	1	
	育児力の問題	2	-	-	-	2	
	健康問題	-	-	-	-	-	
	栄養・食事問題	3	-	-	-	3	
	その他	5	-	-	-	5	
その他		-	-	-	-	-	
合計（延人数）		190	9	3	9	211	

C. 経過観察方法（初診）

（単位：人）

区分	受診者数	要経過観察者	要経過観察方法内訳（延人数）										保育問題
			再診※1	訪問	健康相談	子育て教室	次の健診	地域療育	赤ちゃん相談会	観察カード	ひよっこ	その他※2	
総数	473	160	1	5	1	-	74	-	88	1	-	14	11

※1 再診については、赤ちゃん相談会での再診及び個別相談も含む

※2 その他の内訳：学区フォロー、電話等

4) 1歳9か月児健診（歯科健診を含む）

1歳半の発達の節目をしっかりと越えているか、また、基本的な日常生活の自立に向けての挑戦が豊かになされているかを確認するとともに、早期におけるむし歯予防を目的に、健診と相談を実施している。

A. 受診状況及び結果（初診）

（単位：人（%））

対象者数	受診者数		受診結果		援助内訳（重複あり）			
	対象受診者	対象外受診者	発育順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
3,072 (100.0)	1,816	1,059	1,544 (53.7)	1,331 (46.3)	1,257	60	13	70
	2,875(93.6)				1,400（延人数）			

B. 要継続援助内訳（初診）

（単位：人）

区分		要観察	要精査	要医療	管理中	合計（延人数）	
身体的問題	発育問題	不良	66	4	2	1	73
		急増	8	-	-	1	9
		肥満	29	-	-	-	29
		低身長	145	2	5	5	157
	未熟児・SFD		1	-	-	1	2
	小児科	神経系	2	4	-	10	16
		心臓	-	3	-	10	13
		運動発達	7	1	1	2	11
		その他	10	9	1	10	30
	整形外科	股関節	-	2	-	1	3
		四肢	3	12	3	-	18
		その他	-	-	1	1	2
	眼科	視機能	-	-	-	-	-
		その他	-	9	1	4	14
	耳鼻咽喉科	聴力	-	1	-	4	5
		その他	-	-	-	-	-
	泌尿器科		2	7	-	8	17
皮膚科		-	1	-	1	2	
その他		3	2	1	5	11	
先天異常		-	-	-	1	1	
精神発達	発達全体	1,152	4	-	7	1,163	
	ことば	3	-	-	-	3	
	社会性	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	
保育環境問題	生活習慣	4	-	-	-	4	
	育児力の問題	8	-	-	-	8	
	健康問題	4	-	-	-	4	
	栄養・食事問題	-	-	-	-	-	
	その他	23	-	-	-	23	
その他		5	-	-	-	5	
合計（延人数）		1,475	61	15	72	1,623	

C. 経過観察方法及び肥満度 15%以上のもの

（単位：人）

区分	受診者数	要経過観察者	要経過観察方法内訳（延人数）									保育問題	肥満度 15%以上
			再診 ※1	訪問	健康相談	子育て教室	次の健診	パンダ教室	地域療育	電話	その他 ※2		
総数	2,875	1,257	64	170	3	-	925	-	2	58	32	39	221

※1 再診については、健診での再診及び個別相談も含む

※2 その他の内訳：学区フォロー、電話等

5) 2歳6か月児健診（歯科健診を含む）

乳歯列が完了する時期をとらえて、むし歯予防を行うとともに育児についての主訴に対応するため、歯科健診と個別相談を実施している。

A. 受診状況及び結果（初診）

（単位：人（%））

対象者数	受診者数		受診結果		援助内訳（重複あり）			
	対象受診者	対象外受診者	発育順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
3,060 (100.0)	1,774	957	2,005 (73.4)	726 (26.6)	671	3	1	70
	2,731 (89.2)				745（延人数）			

B. 要継続援助内訳（初診）

（単位：人）

区 分		要観察	要精査	要医療	管理中	合計（延人数）	
身体的問題	発育問題	不良	4	-	-	-	4
		急増	2	-	-	-	2
		肥満	21	-	-	-	21
		低身長	12	-	1	4	17
	未熟児・SFD		-	-	-	-	-
	小児科	神経系	5	-	-	3	8
		心臓	-	-	-	1	1
		運動発達	-	-	-	1	1
		その他	-	-	-	8	8
	整形外科	四肢	-	-	-	2	2
		その他	-	-	-	-	-
	眼科	視機能	-	-	-	-	-
		その他	1	1	-	3	5
	耳鼻咽喉科	聴力	-	2	-	4	6
		その他	-	-	-	1	1
	泌尿器科		-	-	-	3	3
皮膚科		1	-	-	-	1	
その他		-	-	-	1	1	
先天異常		-	-	-	4	4	
精神発達	発達全体	675	-	-	39	714	
	ことば	4	-	-	-	4	
	社会性	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	
保育環境問題	生活習慣	-	-	-	-	-	
	育児力の問題	10	-	-	-	10	
	健康問題	4	-	-	-	4	
	栄養・食事問題	6	-	-	-	6	
	その他	31	-	-	-	31	
その他		1	-	-	-	1	
合 計（延人数）		777	3	1	74	855	

C. 経過観察方法

（単位：人）

区分	受診者数	要経過観察者	要経過観察方法内訳（延人数）									保育問題	肥満度 15%以上
			再診 ※1	訪問	健康相談	子育て教室	次の健診	バンダ教室	地域療育	電話	その他 ※2		
総数	2,731	671	80	138	1	6	393	-	13	124	44	50	100

6) 3歳6か月児健診（歯科健診を含む）

乳幼児期最後の健診である。幼児期第2の発達の変わり目（4歳頃）に向けての準備の確認と、尿検査、視力検査を行うとともに、保護者によるささやき声検査の事前実施を通じた疾病の早期発見に努めている。また、むし歯の早期発見と予防を目的に健診と相談を実施している。

A. 受診状況及び結果（初診）

（単位：人（%））

対象者数	受診者数		受診結果		援助内訳（重複あり）			
	対象受診者	対象外受診者	発育順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
3,236 (100.0)	1,948	935	2,043 (70.9)	840 (29.1)	529	297	50	141
	2,883 (89.1)				1,017（延人数）			

B. 要継続援助内訳（初診）

（単位：人）

区 分		要観察	要精査	要医療	管理中	合計（延人数）	
身体的問題	発育問題	体重増加不良	2	3	-	1	6
		急 増	1	-	-	-	1
		肥 満	19	-	-	-	19
		低身長	14	7	3	3	27
	未熟児・SFD		-	-	-	-	-
	小児科	神経系	-	2	1	5	8
		心 臓	1	5	-	6	12
		運動発達	1	1	-	1	3
		その他	2	2	-	4	8
	整形外科	四 肢	-	4	-	5	9
		その他	1	-	-	2	3
	眼科	視機能	5	2	-	1	8
		視 力	17	256	17	6	296
		斜 視	-	3	2	10	15
		その他	-	1	1	1	3
	耳鼻咽喉科	聴 力	6	9	10	4	29
		その他	-	-	1	2	3
	泌尿器科	検 尿	182	5	15	-	202
		その他	-	-	1	3	4
	皮膚科		-	-	-	-	-
その他		1	-	-	1	2	
先 天 異 常		-	-	-	2	2	
精神発達	発達全体	326	1	-	93	420	
	ことば	4	-	-	-	4	
	社会性	-	-	-	-	-	
	その他	4	-	-	-	4	
保育環境問題	生活習慣	-	-	-	-	-	
	育児力の問題	6	-	-	-	6	
	健康問題	4	-	-	-	4	
	栄養・食事問題	2	-	-	-	2	
	その他	25	-	-	-	25	
そ の 他		4	-	-	-	4	
合 計（延人数）		627	301	51	150	1,129	

C. 経過観察方法及び肥満度 15%以上のもの

（単位：人）

区分	受診者数	要経過観察者	要経過観察方法内訳（延人数）								保育問題	肥満度 15%以上
			再診 ※1	訪問	健康相談	子育て教室	パンダ教室	地域療育	電話	その他 ※2		
総数	2,883	529	145	137	48	-	17	10	156	150	36	133

※1 再診については、健診での再診及び個別相談も含む

※2 その他の内訳：学区フォロー、電話等

D. 身体発育状況（肥満度）

（単位：人（%））

区分	受診者	-20%以下	-15%以下 -20%未満	+15%未満 -15%未満	+15%以上 +20%未満	+20%以上 +30%未満	+30%以上 +50%未満	+50%以上	測定不能
総数	2,883 (100.0)	2 (0.1)	12 (0.4)	2,729 (94.7)	103 (3.5)	23 (0.8)	6 (0.2)	0 (0.0)	8 (0.3)

E. 尿検査

（単位：人）

蛋白				糖				潜血				計	不採尿児
-	+-	+	++ ~	-	+-	+	++ ~	-	+-	+	++ ~		
2,690	2	1	1	2,693	-	-	1	2,670	10	6	8	2,694	189

F. 視力検査

(単位：人)

検査可能 児数	検査不可能 児数	計	検診結果		
			異常なし	経過観察	要精査
2,854	27	2,881	2,569	23	262

G. ささやき声検査

(単位：人(％))

ささやき声検査の事前実施			計	保健師再検 査実施
保護者実施あり	保護者未実施	不明		
2,208 (76.6)	675 (23.4)	0 (0.0)	2,883 (100.0)	25 (0.9)

7) 小鳩乳児院における乳幼児健診

小鳩乳児院に入所している乳幼児に対して、心身の発達における問題の早期発見と保育上の相談を目的に、年2回健診日を設けている。

受診状況及び結果

(単位：人)

区 分	対象者	受診者数	受診結果		援助内容(重複あり)			
			発育順調	要援助	要観察	要精査	要医療	管理中
総数	16	14	2	12	9	1	0	3
0～7か月未満	0	0	0	0	0	0	0	0
7～12か月未満	2	5	1	4	4	0	0	0
1歳代	6	1	0	1	1	0	0	0
2歳代	1	1	0	1	1	1	0	0
3歳以上	7	7	1	6	3	0	0	3

⑤ 6か月児、12か月児観察カード

赤ちゃん手帳にとじてある観察カードを保護者に送付してもらい、健診から健診までの間の子どもの発達の様子をよりの確に把握し、問題の早期発見に努めている。また、必要に応じて相談や家庭訪問を実施している。

回収状況(平成26年4月～平成27年3月) (単位：枚(％))

区 分	対象児数	カード返却数
6か月児カード	3,001	1,165(38.8%)
12か月児カード	3,062	780(25.5%)

⑥ 明日都相談会

健診後の継続支援者を対象にした、完全予約制の個別相談会として明日都相談会を実施している。医師による赤ちゃん体操のレクチャーも実施している。

受診内訳

回数	実人数	相談延数	受診内容				
			精神発達	医療	栄養	歯科	その他
8	41	77	38	27	7	5	-

年齢別受診内訳

0～7か月児未満	7か月～1歳児未満	1歳～2歳児未満	2歳以上	合計
1	9	28	3	41

(11) 精神発達相談事業

① 目的

発達相談は、乳幼児健診等で発見、把握された障害児や発達上の支援を必要としている児、発達上の経過観察を要する児、または育児者からの申し込みのある乳幼児を対象に、適切な育児上の助言を行い、発達を支援する手立てを検討するため、個別に相談または訪問指導を行うものである。相談事

業のスタッフは、主に発達相談員と保健師で、他に医師、栄養士、歯科衛生士等と、適宜チームを組んで相談に当たっている。

② 実施状況

表 1 精神発達相談実施状況の推移

(単位：人)

年度	H4	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実人数	381	660	717	726	716	757	851	896	852	708	811	814	993	914
延人数	654	1,240	1,253	1,142	1,101	1,073	1,204	1,325	1,149	934	1,075	995	1328	1265
相談員数(0.5非正規)	3	4.5	4.5	4.5	4.5	5	5	5	5.5	4	5	4.5	5	*6
相談員一人当たり人数	127	147	159	161	159	151	170	179	155	177	162	180	199	152

*正規職員 4+1(10月新規採用)

非正規 2+1(4~9月 3/w、10月~5/w)

③ 発達相談の実施状況に関する分析

平成 26 年度の健康推進課で実施した個別相談の実人数は昨年度に比較し若干減少している。これは平成 27 年 2 月に開設された子ども発達相談センターに発達相談員が 3 名異動(正規 2 名内 1 名は兼務、非正規 1 名)し、対象相談児数(4、5 歳児の相談は子ども発達相談センターが担う)も減少したためである。また相談員数が年度内で大きく変更となり、相談員一人当たりの人数も減少していることにつながっている。健康推進課として、正規職員が 3 人体制になることで北部・中部・東南部の地域分けでの担当制が軌道に乗り始めてきた所である。

④ 平成 26 年度の精神発達相談事業の全般的動向

表 1 平成 26 年度に発達相談を行い処遇した障害児・発達障害児・要発達支援児の年齢別一覧(単位：人)

26 年度年齢 処遇別の 26 年度年齢児内訳	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳 以上	合計
早期療育(やまびこ・わくわく・のびのび週 5 日)	13	37 (2)	35 (7)	2 (2)	-	-	87※ (内途中入:11)
療育前早期対応親子教室(3か所)	3	19	-	-	-	-	22
発達支援療育(ばる・のびのびランド・さくらんぼ月 1)	-	16	26 (2)	-	-	-	42※ (内と注入所:2)
発達支援療育(5広場)	-	38	4	-	-	-	42
保育園(障害児保育認定対象児) <保育園在園児中の就学申し送り実施児>	3 (1)	7 (1)	24 (7)	24 (5)	8 (5)	- <21>	66※ (内途中入所:19) <21>
公立幼稚園(障害児・要発達支援児・就学申し送り実施児) <幼稚園在園児中の就学申し送り実施児>	-	-	-	30	47	47 <32>	124 <32>
私立幼稚園・無認可保育園(障害・要発達支援・就学申し送り) <私立幼稚園在園児中の就学申し送り実施児>	-	-	-	6	3	6 <5>	15 <5>
障害・発達支援 処遇児計	19	117	89	62	58	53	398
相談対象者数合計	163*	285	193	157	92	24	914
年度年齢児数(26年4月)	3,019	3,105	3,147	3,219	3,236	3,245	18,971
年度年齢児中の比率	5.4%	9.2%	6.1%	4.9%	2.8%	0.7%	4.8%
相談回数合計	217	438	254	198	118	40	1265

※平成 26 年度途中入所・認定児含む

*平成 26 年度に生まれた 0 歳児と 4 月当初 0 歳児を含む

相談対象者の914名は、全就学前乳幼児人口の4.8%にあたる。そのうち、障害児、発達障害児・要発達支援児の処遇先として、3ヶ所の早期療育と2ヶ所の発達支援療育に約100名を紹介することを目標に相談に取り組んだ結果、年間合計129名を紹介した。その他、通所の療育につながっていない障害児、発達障害児・要発達支援児については、療育前早期対応親子教室に22名、発達支援療育5広場に46名を紹介し、合計197名への早期対応ができた。また、保育園の障害認定については66名となっている。平成26年度は平成27年2月に開設された子ども発達相談センターの準備として、健康推進課内に子ども発達相談グループが新たに設置され、3歳6か月児健診以降の発達相談や保育園・幼稚園の4,5歳児の発達支援を担った。

年齢別に見ると、1歳児では285名(同年齢児の9.2%)の発達相談を実施している。うち117名(41%)について、療育や発達支援療育に処遇した。2歳児では193名(6.1%)に相談を実施し、うち89名(46%)を療育や発達支援療育に処遇した。この年齢の相談数の多さは、障害か発達障害か要発達支援かの見極めを早期に行い、1~3歳児までの早期対応につなげる相談を重視して行っていることによるものである。従来、障害や発達障害の出現率は、障害児は2%、発達障害と要発達支援児で5%と言われており、その数が把握できるよう目標を掲げて取り組んできている。1~2歳児については、障害か発達障害かの見極めと発達支援のために、約5~10%を健診等で把握し相談につないでおり、これはほぼ妥当な相談人数といえるだろう。3歳児以降については、保育園や幼稚園での集団内での発達支援の必要性に応じての支援に結びついている。特に5歳児については、就学を前にした保護者の不安が増大し、就学先への申し送りを丁寧に実施している。しかし、本来早期の段階で支援に結び付けていきたい場合であっても、在宅での経過観察となっていることも多く、公立幼稚園入園前の3歳児の要発達支援児のための集団保障の場も少なく手立ての打たれないまま入園後に課題が際立ってくる児もある。

⑤ 個別の発達相談以外の相談や支援の場の新たな形態の検討

平成20年度より健康推進課が主体となり実施していた障害児療育待機児対策事業は、療育前早期対応親子教室としての位置付けに発展させ、早期からの対応が必要と判断した1歳児と、2歳児で相談時期の関係や保護者の意向で療育には結びつかなかった障害児を対象として、集団的な療育的支援の場として実施してきた。平成26年度より、実施主体を各療育教室(障害福祉課)へ移管し、療育のスタッフが運営することで、保護者にとっては、療育の場への理解がすすみ、集団での仲間づくり、学びあいや先輩保護者の話を聞くことを通じて、療育利用への不安が解消したとねらい以上の効果をもたらした。このような集団的相談支援の場により、従来の個別相談の回数の減少にもつながり、保護者の心理的負担の軽減にもつながった。

⑥ 子ども発達相談事業

平成 26 年度に健康推進課に設置した子ども発達相談グループが開設準備をすすめ、平成 27 年 2 月に、明日都浜大津 1 階に子ども発達相談センターを開設した。健康推進課の精神発達相談事業を引き継いで 3 歳 6 か月児健診終了後の幼児の相談を担当し、新たに小学生から中学生までの子どもを対象を拡大し、子どもの発達に関する専門機関として、市民からの相談に答える窓口となっている。

発達障害の疑いのある子どもや発達上の支援を必要とする子どもとその保護者への相談を行い、医師をはじめとした多職種による発達診断や相談を通じて子どもの発達課題を明らかにして、保護者への支援を行い、校園での適切な支援につなげている。

平成 26 年度 相談実績（平成 27 年 2 月～3 月末まで）

相談実人数	188 人
延べ相談件数	603 件

(12) 疾病・障害の発見と把握

表1 平成26年度に総合保健センターで把握された疾病・障害について

(単位：人)

記号	障害分類	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1	発達遅滞	28	7	7	6	5	2	1
2	発達の遅れ	76	6	29	21	10	6	4
3	対人関係に弱さのある発達遅滞	47	4	28	10	4	1	0
4	対人関係に弱さのある発達の遅れ	124	9	54	37	16	6	2
5	対人関係の弱さ	69	-	14	18	12	9	16
6	その他・行動コントロール	17	1	2	4	5	2	3
7	脳性まひ・ZKS	7	4	1	-	2	-	-
8	脳形成異常・脳血管障害	3	-	2	-	1	-	-
9	神経・筋疾患	8	4	3	1	-	-	-
10	先天性染色体異常	7	7	-	-	-	-	-
11	ダウン症候群	2	2	-	-	-	-	-
12	耳鼻咽喉科疾患（内、難聴10名）	12(10)	10(8)	-	1(1)	1(1)	-	-
13	眼科的疾患	5	3	-	1	1	-	-
14	血液疾患	1	-	-	1	-	-	-
15	整形外科的疾患	7	6	1	-	-	-	-
16	先天性心疾患	42	41	1	-	-	-	-
17	消化管疾患	5	5	-	-	-	-	-
18	代謝内分泌疾患	5	5	-	-	-	-	-
19	その他（皮膚疾患、反応性愛着障害）	24	19	4	-	-	1	-
全 体 合 計		489	133	146	100	57	27	26

① 全体的な傾向

表1は平成26年度に総合保健センターが把握した疾病・障害の一覧と年齢別人数である。平成18年度に子育て総合支援センター内発達支援療育事業「ぱるランド」や、北部子ども療育センター「わくわく教室」が開設されて以降、「障害の疑いや発達上の支援を必要とする子ども」を把握するために、障害児だけでなく、要発達支援児も含めて分析している。また、平成23年度には東部子ども療育センター「のびのび教室・のびのびランド」が開設、東部子ども療育センターでも、発達支援療育事業「さくらんぼ」クラスを増やすなど、従来では在宅経過観察となっていた対象児の療育での紹介枠が増えたことで、積極的に次年度の療育につなげるために相談を重ね、昨年度同様、要発達支援児の把握数が増えている。

把握した疾病・障害内容としては、表中の記号1から6に示した発達障害児・要発達支援児が全体数の70%を占めている。また、「対人関係に弱さのある発達遅滞」「対人関係に弱さのある発達の遅れ」「対人関係の弱さ」といった社会性に関する課題のある児が多い。平成24年度から眼科的疾患の把握数が減っているが、3歳6か月児健診の視力検査の結果から医療機関受診を勧めても、以前のように紹介状を発行していない場合が多く、受診・診断結果のすべてが医療機関より課へ返却される仕組みがないため全体数が把握できていないことによる。疾病・障害の把握数を年齢別にみると、0歳児、1歳児が56%を占めており、例年とおりの割合で疾病・障害の早期発見が実現されている。また、平成26年度は難聴児の発見も多くなっている。

② 疾病・障害の発見と把握における乳幼児健診が果たす役割

表 2 疾病や障害が当センターで把握・発見にいたった経路と健診の一覧

(単位：人)

記号	障害分類	全体合計	ハイ リス ク連 絡	4か 月児 健診	赤 ち ゃん 相 談 会	10か 月児 健診	1歳9 か月 児健 診	2歳6 か月 児健 診	3歳6 か月 児健 診	その 他連 絡
1	発達遅滞	28	3	-	3	9	5	-	3	5
2	発達の遅れ	76	6	-	2	31	18	6	2	11
3	対人関係に弱さのある発達遅滞	47	-	1	2	25	10	3	2	4
4	対人関係に弱さのある発達の遅れ	124	2	-	6	49	33	11	4	19
5	対人関係の弱さ	69	-	1	-	26	11	4	8	19
6	その他・行動コントロール	17	-	-	-	4	6	2	1	4
7	脳性まひ・ZKS	7	1	-	1	1	1	-	1	2
8	脳形成異常・脳血管障害	3	-	-	-	-	2	-	1	-
9	神経・筋疾患	8	-	1	-	1	3	-	1	2
10	先天性染色体異常	7	5	-	-	-	-	-	-	2
11	ダウン症候群	2	1	-	-	-	-	-	-	1
12	耳鼻咽喉科疾患（内、難聴 10 名）	12(10)	3(3)	4(2)	-	2(2)	-	-	1(1)	2(2)
13	眼科的疾患	5	-	1	-	2	-	-	1	1
14	血液疾患	1	-	-	-	-	-	-	-	1
15	整形外科的疾患	7	1	3	1	1	1	-	-	-
16	先天性心疾患	42	15	15	-	8	-	-	-	4
17	消化管疾患	5	1	1	-	-	-	-	-	3
18	代謝内分泌疾患	5	3	2	-	-	-	-	-	-
19	その他(皮膚疾患等)	24	8	9	-	2	4	-	-	1
	全 体 合 計	489	49	38	15	161	94	26	25	81

表 2 は表 1 の総合保健センターで把握した疾病・障害が、どういう把握経路や健診で把握・発見されたかを示したものである。この把握・発見とは、当センターが乳幼児健診で直接診断したということではなく、医療機関や他機関からの連絡で当センターに紹介されて把握した場合と、当センターの健診で把握され、疾病・障害が疑われて紹介した医療機関で診断された、あるいは経過観察が開始されたことを示す。今年度は、把握総数 489 人の 70.3%にあたる 344 人が乳幼児健診で発見されている。

4 か月児健診は、医療機関委託のため、4 か月児健診受診票の結果から総合保健センターとしての把握となるが、様々な先天性の疾患の把握がここでなされている。また、定頸の遅れや姿勢反射の結果や、保護者の育児上の主訴から、子どもの育てにくさの把握へとつなげる視点を持ち、発達の遅れや対人関係の弱さなどの障害の予兆の早期把握の場となっている。10 か月児健診では、「対人関係に弱さのある発達の遅れ」「対人関係に弱さのある発達遅滞」の半数以上がこの健診で把握されている。その次に「発達の遅れ」「発達遅滞」の発見が多い。通常、10 か月ころに獲得する力として確認している対人的なやりとりの育ちについての視点が的確だと言える。また、平成 24 年度から子育て総合支援センターゆめっこの発達支援療育事業育ちあい広場「ゆめ育ち」との連携も強化し、1 歳前半の親子への支援を充実させてきた。1 歳 9 か月児健診では「対人関係に弱さのある発達の遅れ」「対人関係に弱さのある発達遅滞」「発達の遅れ」の把握が多い。10 か月児健診での障害の早期発見から支援が始まり、健診を通じて早期対応につながるよう個別相談につないでおり、療育や障害児保育へ導く健診として機能している。2 歳 6 か月児健診は、全体として新たに障害が発見される割合が少なく例年とほぼ同じ状態である。3 歳 6 か月児健診では、平成 21 年度よりささやき声検査による聴力確認を導入したことで軽度の難聴の発見が進んでいる。さらに、最後の集団健診として、「発達の遅れ」「対人関係に弱さのある発達の遅れ」の発達障害を中心とした障害の見落としがないように努めている。

③ 障害の把握から早期対応、療育、等への紹介について

表3 平成26年度中に健診や発達相談等をへて、療育等の紹介や処遇にいたった場合の処遇先

記号	障害分類	①早期療育※1	②療育前早期対応 親子教室	③発達支援療育事 業	④発達支援療育事 業5広場※2	⑤保育園(障害児保 育)※1	⑥幼稚園(加配対 象)	国立・私立無認可園	在宅継続相談	在園継続相談	盲・聾学校	転出・その他(就学 等)	合計
1	発達遅滞	3	-	-	-	8	-	1	11	3	-	2	28
2	発達の遅れ	1	2	3	14	10	1	2	20	18	-	5	76
3	対人関係に弱さのある 発達遅滞	16	7	1	-	5	-	3	11	3	-	1	47
4	対人関係に弱さのある 発達の遅れ	7	1	17	13	8	3	8	33	25	-	9	124
5	対人関係の弱さ	1	-	5	6	3	4	4	13	16	-	17	69
6	その他・行動コントロ ール	-	-	2	1	-	-	1	1	9	-	3	17
	(A)発達障害合計	28	10	28	34	34	8	19	89	74	0	37	361
7	脳性まひ・ZKS	2	-	-	-	2	-	-	3	-	-	-	7
8	脳形成異常・脳血管障 害	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	3
9	神経・筋疾患	1	-	-	-	-	-	-	5	2	-	-	8
10	先天性染色体異常	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	1	7
11	ダウン症候群	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2
12	耳鼻咽喉科疾患 (内、難聴 10名)	-	-	-	-	-	-	1(1)	11(9)	-	-	-	12(10)
	(B)器質的障害 合計	4	0	0	0	2	0	2	27	3	0	1	39
	発達障害器質的障害 (A+B)合計	32	10	28	34	36	8	21	116	77	0	38	400

※1 平成26年度途中処遇児も含む

※2 平成26年度から広場は5ヶ所に拡大

図1

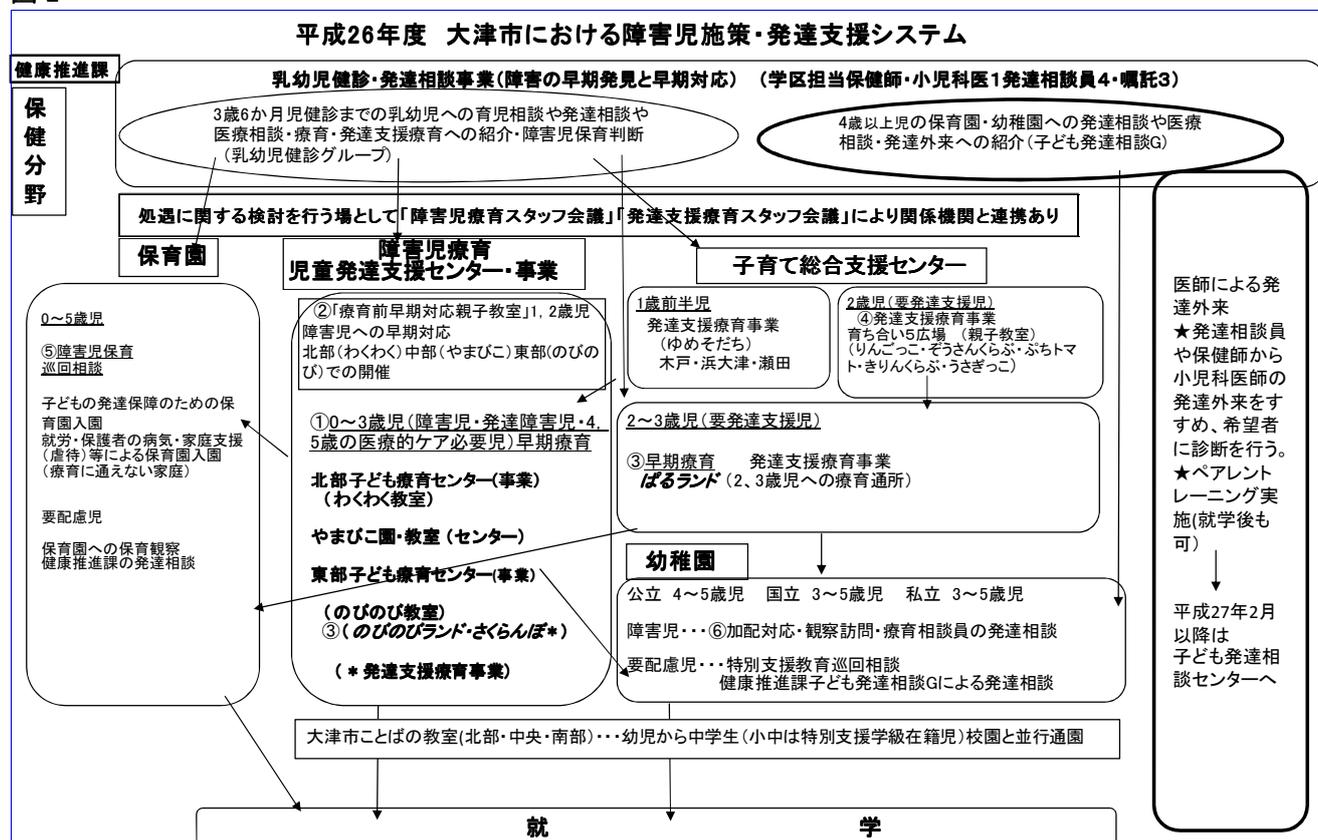


表3は、平成26年度に把握された継続的対応が必要な障害児について、平成26年度途中の処遇及び、平成27年度4月1日の処遇状況を示したものである。(処遇先については、(11)精神発達事業④を参照)また、大津市の障害児施策の現状については図1のようになっている。

平成26年度に障害が発見された400名のうち施策の利用につながった割合は37%(148人)である(表中①～⑥の施策)。そして昨年同様、新規保育園の開園と定員を拡充した園があるため、保育園在園児の数が多くなっており、障害児保育利用児の増加も続いている。

平成26年度の継続相談中の子どものうち、在宅児は116名、在園児77名の計193名で、これは全体数の約5割となり昨年度と大差はない。ここ数年、新規保育園やこども園の開園がすすみ、すでに集団利用を開始している児の相談が増加している。

継続相談児の対象としては、要発達支援児が多く、2歳児の支援の拡充が実現されてきたが、3歳児の支援についての課題は残る。一方で、器質的疾患を含む明らかに障害と判断されている児や、在宅生活のままでは障害が発展しうる可能性がある低年齢の子どもも含まれている。早期療育の定員の関係から、1歳児よりも、2～3歳児が療育利用の中心となっている現状がある。継続相談のまま在宅で過ごしているダウン症候群や脳性麻痺、けいれん性疾患など、極早期から障害の診断と把握がされている0歳児の障害児は17名であった。これらの障害児については、子育て支援を進めていく中で、超早期療育を発展させていくだけではなく、医療や訓練等と連携をしながら、療育の場に限らず地域で子どもの育ちを支援していく場をいかに作っていくか、という視点が必要となってくる。平成26年度は、ダウン症候群のグループ発達相談を2回実施し、保健師を中心とした専門職種が連携し合い、保護者のニーズに応じてきた。今後も0歳代の障害児の保護者が、地域で安心して子育てができるように、グループ発達相談の実施等を通して障害児の保護者同士の仲間作りを進めていく必要があるだろう。

(13) 育ち合い広場事業・発達支援療育事業

地域づくりを目的とした育ち合い広場事業を昭和60年度から実施し、昭和62年度からは保育課との合同事業となった。平成22年度より地域主催の子育て支援事業が増加したことから育ち合い広場事業は計画的に減らし、子育て総合支援センターとの共催による発達支援療育事業に事業の重点を置いた。平成26年度からは子育て総合支援センター主催の発達支援療育事業5広場として拡大し、子育て総合支援センターからの派遣依頼を受けて、健康推進課から保健師と発達相談員の派遣を行っている。

平成26年度、健康推進課が主催の育ち合い広場事業は瀬田すこやかエリアで開催しているほっとみるくとなっている。

[育ち合い広場事業]

教室名(学区)	実施日時・場所	参加組数
ほっとみるく (瀬田すこやかエリア)	隔月第4水曜日 10:00～11:00 瀬田市民センター	156

(14) 母子健康教育

① 内容

- 1) 乳幼児の子育てや健康増進に関すること
- 2) 母性保健に関すること
- 3) 思春期保健に関すること

② 対象

乳幼児期の子どもとその親、妊産婦と夫、思春期の子どもとその保護者等

③ 実施結果（内容別）

1) 参加者数・実施回数

（単位：組、回）

内 訳	総数	母子健康教育（子育て）		母性健康教育 （妊婦のつどい） （両親教室）	思春期 教育	母子栄養 （離乳食・ 肥満予防）
		行政主催	地域主催			
参加者組数	4,461	1,610	836	503	1,048	464
回数 （再掲健康推進課主催）	218(69)	98(3)	59(5)	32(32)	5(5)	24(24)

※1. 「行政主催」は健康推進課が主催した教室と、児童館、幼稚園、保育園等で、公的機関が主催の教室に保健師が参加したもの。

「地域主催」は民生委員児童委員協議会、健康推進員、社会福祉協議会、母親等が主催し保健師が参加したもの。

※2. 妊婦のつどい、両親教室（初めてのパパママ教室）、思春期教育（性に関する健康教育）、母子栄養教室の内容は各事業の報告参照

④ 親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”（BPプログラム）

乳幼児と接する機会がほとんどなく、わが子が生まれてはじめて赤ちゃんを抱くという親が多くなっており、育ちの中で子どもの発達や子育てについて学ぶ機会は少なくなっている。発達を含めた子育てを学ぶことや仲間づくりを目的に、平成26年度よりBPプログラムを開催している。

対象者：初めて育児をする生後2～4ヶ月までの子どもの母親

開催回数・会場：1クール4回を年間4クール。瀬田市民センター、明日都で各2クール実施

参加状況：参加者 72組 延べ275組参加

実施は特定非営利活動法人 子育てネットワーク志賀うりぼうに委託している。

⑤ 妊婦のつどい

平成10年度は地域産業保健センター事業内の母性健康管理相談事業との合同実施としてモデル的に実施した。平成11年度からは市単独事業として実施している。参加無料。

実施状況：各すこやか相談所管内の会場で計20回実施

内 容： 自己紹介ゲームを通してリラックスした雰囲気作りと自己紹介を行った後、参加者の居住学区別のグルーptークで妊娠・出産・育児についての悩みや情報交換を行い、その中で出た疑問や不安な点を解決するために、助産師による回答及びアドバイスがある。保健師から母子保健サービスの紹介を行い、保健師やすこやか相談所が身近に相談・利用できる存在であることを知ってもらえるようにしている。また、今後の育児仲間づくりに役立ててもらうためにアドレス交換や、教室評価や妊婦自身が自分の疑問点、感想などを整理、確認できるようアンケートを実施している。

参加人数：173人・年20回（うち、多胎妊婦のつどい2回11人、高齢妊婦のつどい1回14人）

⑥ 両親教室（初めてのパパママ教室）

平成11年度に少子化対策特例交付金事業として実施し、市民のニーズが高いことから、平成12年度以降は市単独事業として実施し、平成25年度より滋賀県助産師会に委託して実施している。参加費用1組1,000円。

対 象：市内在住の第1子を妊娠中の妊婦とそのパートナー（基本的にペアでの参加）

内 容： 参加体験型の教室となっており、妊婦生活を疑似体験できる妊婦体験ジャケットの装着、赤ちゃん人形を利用して赤ちゃんの抱っこ体験や沐浴実習を行なう。また、助産師による周産期の母体の変化・新生児の子育て、父親の育児参加についての講話、保健師による母子保健サービスの紹介を行い、保健師・すこやか相談所が身近に相談・利用できる存在であることを知ってもらえるようにしている。

今後の育児仲間づくりに役立ててもらうために、父母別のグルーptークの時間を設け、アドレス交換や、教室評価や妊婦・そのパートナー自身が、自分の疑問点・感

想などを整理・確認できるようアンケートを実施している。

参加人数：1回の定員30組。総参加者数は330組659人・年12回。

⑦ 性に関する健康教育

平成11年度に少子化対策臨時特例交付金事業として実施し、平成12年度からは市単独事業として引き続き実施している。

内 容：中学校、高校、大学への出前健康教育、アンケートによる実態調査、教材の貸し出し

健康教育実施状況： 市内中学校1校：志賀

市内高等学校1校：大津

市内大学3校：滋賀医科、滋賀短期、成安造形

思春期健康教育事業報告

区分	中学校	高校	P T A	大学	備考
平成13年	9校	2校	—		学校、教育委員会の先生にプログラムを公開（模擬授業実施）
平成14年	7校	2校	299人		
平成15年	7校	4校	160人		
平成16年	5校	4校	365人		
平成17年	5校	4校	562人		
平成18年	5校	3校	312人		
平成19年	5校	2校	—		
平成20年	2校	1校	—		
平成21年	—	3校	418人		
平成22年	—	2校	—		
平成23年	1校	2校	—		
平成24年	1校	2校	—		
平成25年	1校	4校	—	1校	
平成26年	1校	3校		1校	

(15) 母子栄養対策

① 小児肥満予防教室（パンダ教室）

1) 目的

幼児期は、食行動を含めた生活習慣の基礎づくりとして大切な時期である。また、自我の充実、社会性の育ちとともに、保護者にとっては集団生活を送るうえで新たな悩みがでてくる時期でもある。そこで、食生活を含めた生活習慣や育児について悩みを共有する中で生活全体を見直し、問題点に気づき、改善へのきっかけづくりの場とする。そして、将来の学童肥満、生活習慣病の予防を図っていくこととする。

2) テーマ：「いきいき遊んで、いきいき食べよう」

3) 対象：3歳6か月児健診時、肥満度20%以上、体重の伸びが大きい、又は育児者の悩みが大きいなど生活全般にわたり指導が必要と考えられる児。

4) 実施回数及び内容とねらい

実施回数：年間2回

内 容：親子遊び・リズム遊びなど
保護者のみ…講話（小児科医師、栄養士）
小児科医師による個別の診察・相談

5) 参加状況

(単位：組、%)

区 分		対象組数	参加組数	参加率
1回目	8月25日	28	7	25.0
2回目	2月23日	20	7	35.0
合 計		48	14	29.2

② 離乳食教室（ひよっこ）

1) 目的

乳児にとって離乳食の開始は、乳汁以外の食品から栄養素の摂取が可能になり、消化吸収力や咀嚼機能の獲得、精神発達の助長の面からも重要である。一方、母親にとってこの時期は、離乳食開始に伴う不安、授乳トラブル、体重増加不良など育児全体につまづいたり、自信を失いやすい時期でもある。このような母親に対し、離乳食の開始や進め方を支援するとともに、親同士の情報交換、仲間づくりを応援することを目的とする。

2) 対象：第1子で、教室開催時に4か月から7か月未満の乳児をもつ保護者

3) 実施回数及び内容

実施回数：8会場で年間22回

内 容：赤ちゃん体操の指導、離乳食の話、グループワーク

4) 参加状況

場所	日程	参加(組)	ブロック別集計
総合保健センター	4月18日	26	4回計110組 平均参加組数27.5組
	7月7日	28	
	10月6日	26	
	1月19日	30	
和邇すこやか相談所	6月16日	9	2回計20組 平均参加組数10組
	11月10日	11	
堅田市民センター	4月21日	12	3回計48組 平均参加組数16組
	8月29日	18	
	2月16日	18	
坂本市民センター	5月8日	15	3回計53組 平均参加組数17.7組
	9月19日	15	
	12月4日	23	
膳所児童館	6月12日	25	3回計74組 平均参加組数24.7組
	11月6日	24	
	3月12日	25	
南すこやか相談所	8月7日	12	2回計28組 平均参加組数14組
	2月2日	16	
瀬田市民センター	5月16日	25	5回計117組 平均参加組数23.4組
	9月4日	23	
	11月13日	23	
	1月8日	19	
	3月5日	27	
合 計		450	

③ 栄養指導状況

(単位：人)

	個別指導												集団指導	
	赤ちゃん相談会	明日都相談会	10か月児健診	1歳9か月児健診	2歳6か月児健診	3歳6か月児健診	来所相談			訪問相談			個別集計	健康教育
							乳児	幼児	その他	乳児	幼児	その他		
合計	279	5	417	18	5	31	2	1	-	-	2	-	760	-

(16) 不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業と不妊・不育症相談事業

① 一般不妊治療費助成事業

厚生労働省の推計によると夫婦7組に1組が不妊に悩んでいると言われている。不妊に悩み、不妊治療を受けている夫婦が増加している中で、不妊治療は身体的、精神的負担のみならず、経済的負担も強いこととなっていることから、こうした負担の軽減を図るため、平成19年

度から事業を開始した。平成20年度から運用上申請期日を年度末から1月末に変更し、これに合わせて助成期間の見直しや必要書類の見直しも行った。また、平成26年度には、対象者の見直しも行った。

助成対象治療：健康保険適用の不妊検査と不妊治療及び人工授精

助成額：対象治療に要した年間自己負担額の1/2で、1年度あたり上限5万円

申請件数：348件（前年比106%）

交付決定件数：348件（前年比106%）

② 不妊に悩む方への特定治療支援事業

特定不妊治療は保険が適用されず、1回の治療費が高額で経済的負担が大きいことから、特定不妊治療費助成金として国と市が公費負担し、経済的負担の軽減を図っている。平成21年4月から中核市移行に伴い、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱、大津市特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、保健所業務として実施している。平成23年度より、国の制度改正に伴い、不妊に悩む方への特定治療支援事業に名称が変更となった。

助成対象治療：指定医療機関で受けた保険外診療の体外受精・顕微授精

助成対象者：特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、夫及び妻の前年所得の合計額が730万円未満であること。

助成額：1回の治療につき上限15万円（平成21年7月より10万円から15万円に変更）。ただし1年度あたり2回（初年度は3回）を限度に通算5年度まで。国の制度改正に伴い、平成25年4月以降に治療を終えた「治療内容区分C及びF」については1回の治療につき上限7万5千円とする。

申請件数：459件

交付決定件数：454件

交付実人数：284人

③ 不育症治療費助成事業

妊娠はするけれども、流産（妊娠22週未満の分娩）や早産を繰り返し生児を得ることができない場合、不育症と呼ばれる。不育症治療は身体的、精神的負担のみならず経済的負担も強いこととなっていることから、こうした負担の軽減を図るため、平成25年度から事業を開始した。

助成対象治療：産婦人科を標榜する医療機関での不育症検査と治療

助成対象者：不育症検査・治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、夫及び妻の前年所得の合計額が730万円未満であること。

助成額：1年度につき

①検査費と治療費の医療保険適用分の本人負担額の2分の1で上限額5万円

②検査費の医療保険適用外分の本人負担額の全額で上限額10万円

通算5年度まで。（助成金の交付を受けなかった年度を除く）

申請件数：保険適用分7件、保険適用外分5件

交付決定件数：保険適用分7件、保険適用外分5件

交付実人数：7人

④ 大津市総合保健センターにおける不妊・不育症相談

平成19年4月から一般不妊治療費助成事業と同時に、不妊相談を実施している。また、平成25年度から不育症治療費助成事業と同時に、不育症相談も実施している。不妊・不育症治療者の多くは、精神的苦痛、経済的困難、不妊・不育症治療の情報不足、職場の理解不足などに悩んでいるため、不妊・不育症治療に関する適切な情報の提供を行い、また不妊・不育症に関する様々な悩みを相談することで精神的ストレスの緩和を図り、自己尊重感を高めることができるよう支援している。今後は相談事業を必要な市民に利用していただくために、パンフレット等を作成し周知・啓発に努

める。

面接相談：6人・年6回実施、電話相談：3人・年6回実施、メール相談：2件

(17) 多胎児家庭育児支援事業

現在、本市では年間30～40組の多胎児が出生している。多胎児の多くは早産・低出生体重児等のハイリスク児として生まれてくるため定期的な病院受診や発育支援のためのリハビリ通院などを行っている。こうしたことから、実際の育児を手助けしてくれるヘルパーやベビーシッターによる人的サポートが必要である。また、養育者の育児負担や精神的ストレス等により、虐待ケースにつながる可能性があり、子育てに対しての不安、孤立感等を解消するために育児支援・外出支援を行っている。

訪問実家庭数：40件（平成23年生：10件、平成24年生：13件、平成25年生：9件、平成26年生：8件）

訪問延べ家庭数：445件

委託事業者：9事業所

(18) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

この事業は、中核市移行に伴う保健所業務として、平成21年度から児童福祉法、大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則及び大津市小児慢性特定疾病審査会条例に基づき、実施している。

① 目的

小児慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることからその治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減に資するため、医療費の自己負担分を補助するもの。平成27年1月より、国の制度改正に伴い、小児慢性特定疾病医療費助成制度に名称が変更となり、対象疾病等が変更された。

② 概要

厚生労働大臣が定める慢性疾患（14疾患群、704疾病）を持つ児童に対し、その治療にかかった費用（医療費から医療保険を除いた自己負担分。ただし、所得に応じた自己負担金が必要）を国と市が公費負担する。

③ 対象

18歳未満の児童（18歳到達時点において既に対象となっている者で、引き続き治療が必要と認められた場合20歳到達まで延長できる）

④ 給付状況

給付実人数 367人

⑤ 小児慢性特定疾病審査会の開催

協議会は学識経験者6名で構成され、対象患者の認定審査に関する事、治療方法に関する動向の検討及び小児慢性特定疾患治療研究事業の評価に関する事、事業実施について必要な事項に関する事を検討する。平成26年度は認定審査会を30回、全体会を1回開催し、認定審査基準の確認と審査会の持ち方について検討した。